別記様式第1号（第5条関係）

美祢市東京圏等移住支援事業補助金交付申請書

年　　　月　　　日

美祢市長　　　様

美祢市東京圏等移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 | |  | | |  | 生年月日 | | 年 月 日 | |
| 住　　所 | | 〒 | | | | | | 連絡先 |  |
| ＜認定内容＞※該当するものに☑をご記入ください  １　□ 就業　／　□ 専門人材　／　□ テレワーク　／　□ 創業  ２　□ 単身世帯 ／　□ 2人以上の世帯  ３　□ 18歳未満の世帯員を帯同して移住する　（18歳未満の世帯員の人数　　人） | | | | | | | | | |
| 申請額　　　　　　　　　　円 | | | | | | | | | |
| （フリガナ）　　　　　世帯員の氏名 | | | 続柄 | 生年月日  （転入時の満年齢） | | | 美祢市における新たな　　　　　　　勤務先の名称と所在地 | | |
| 1 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 2 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 3 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 4 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 5 |  | |  | 年　　 月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |

２　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請日から5年以上継続して、美祢市に居住し、かつ、就業又は創業する意思について |  | Ａ 意思を有している |  | Ｂ 意思を有していな  　い |
| 申請者及び世帯の構成員が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことの誓約及び暴力団排除のために必要な官公庁への照会について |  | Ａ 同意する |  | Ｂ 同意しない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ 3親等以内の親族  　 に該当しない |  | Ｂ 3親等以内の親族  　 に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  移住の意思について |  | Ａ 自己の意思である |  | Ｂ 所属からの命令で  ある |

※各種確認事項の Ｂ に〇を付けた場合は、補助金の交付対象になりません。

３　移住元に関する要件（次の（1）または（2）のいずれかに該当すること。）

(1) 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域

に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者について

は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

□　転入する直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していた又は東京圏の

うち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区への通勤をしていたこと（雇用者としての

通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）。

□　転入する直前まで連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうち条件不利地域以

外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内への通勤の期間につい

ては、住民票の転入日の3か月前までの日を当該1年の起算点とすることができる。）。

(2) 次に掲げる事項の全てに該当すること（1に該当する者を除く。）。

□　転入する直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫

県に居住していたこと。

□　転入する直前まで連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県に居住して

　いたこと。

・直前10年間の住民票上の住所及び居住期間

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・旧勤務先、所在地及び勤務期間

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・旧通学先、所在地及び在学期間

　（通学先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（通学先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　移住先に関する要件

　次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　補助金の申請時において、転入後１年以内であること。

□　補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

５　世帯に関する要件（※世帯向けの申請をする場合）

　次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　申請者を含めた転入する2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が、移住元において同一世帯に属し、かつ、申請時において同一世帯に属していること。

□　世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

□　世帯員がいずれも、本市税等（美祢市が賦課する公租公課）を滞納していないこと。

□　世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこ

と。

６　各申請項目に関する要件

**(1) 就業（一般）の場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　補助金の対象としてマッチングサイトに掲載された支給対象法人の求人に応じて就業すること。（当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降に応募したものに限る。）。

□　就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法

　人への就業でないこと。

□　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

□　当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

□　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

**(2) 就業（専門人材）の場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　勤務地が山口県内に所在すること。

□　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

□　当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

□　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

□　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない

　こと。

**(3) テレワークの場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活

　の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

□　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその

前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

（移住後の生活状況）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 勤務先所在地 |  |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度　／　行くことはない　／  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**(4) 創業の場合**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

□　公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」とい

う。）の交付決定を受けていること。

□　申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

【添付書類】

　①　世帯全員の転入後の住民票の写し

　②　世帯員の戸籍の附票の写し等、転入をする直前の10年間のうち、通算して５年以上、移住元

に居住していたことが確認できる書類

　③　市税の滞納が無いことを証する書類

　④　就業の場合：就業先の就業証明書（別記様式第2号の1）

　⑤　テレワークの場合：勤務先の就業証明書【テレワーク用】（別記様式第2号の2）

　⑥　創業の場合：支給対象者のやまぐち創業補助金の交付決定通知書の写し

　⑦　転入前の在勤地、就業期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる

書類（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区への通勤若しくは通学をし

ていた場合又は東京圏、愛知県、京都府、大阪府若しくは兵庫県の大学等へ進学し、東京圏、

愛知県、京都府、大阪府若しくは兵庫県の企業等へ就職した場合に限る。）

⑧ その他、市長が必要と認める書類

別紙

**□ 移住支援金の交付申請に関する誓約事項**

１　「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び美祢市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 申請日から3年未満に美祢市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 就業の場合において、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4)「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5) 山口県及び美祢市から求められた報告及び立入調査に応じないとき：全額

(6) 申請日から3年以上5年以内に美祢市以外の市区町村に転出した場合：半額



**□「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱いに関する同意事項**

　山口県及び美祢市は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び美祢市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

**上記事項について、誓約及び同意します。**

**また、美祢市東京圏等移住支援事業補助金交付要綱に規定する要件確認のため、美祢市が申請者及び世帯全員の住民基本台帳及び課税状況等の調査・納付確認を行うことを承諾します。**

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　（申請者） 氏　名